

千葉県機構集積協力金配分基準

制 定 令和元年6月28日付け農振第450号
最終改正 令和5年8月28日付け農振第662号

農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」とする。）別記3の第11の5の規定に基づき、機構集積協力金配分基準を以下のとおり定める。

第1 事業実施の考え方

機構集積協力金交付事業は、国から県に配分された予算の範囲内で実施するものであることを踏まえ、県はあらかじめ配分基準を定めておく。また、優先順位等を以下のとおりとする。

1 各協力金の優先順位

優先順位は、集約化奨励金、地域集積協力金、経営転換協力金の順とする。

2 判断時点

(1) 集約化奨励金

2月末時点において、実施要綱の要件を満たす面積を確認し、本配分基準第2の1の優先順位により配分する。

(2) 地域集積協力金

2月末時点において、実施要綱の要件を満たす面積を確認し、本配分基準第3の1の優先順位により配分する。

(3) 経営転換協力金

12月末時点において、実施要綱の要件を満たす面積を確認し、配分する。

第2 集約化奨励金配分基準

- 1 優先順位は、中山間地農業ルネッサンス事業実施地域、中山間地農業ルネッサンス事業実施地域以外の順とする。
- 2 「団地面積の割合」が高い地域から配分する。
- 3 優先順位を決定するにあたり、交付申請内容を把握するため、地域農地集積・集約化計画（別紙様式1）及び農地の出し手と受け手の農地利用図又は対応表（様式任意）を作成し、実施要綱第6の3の（2）及び第7の1の事業実施計画承認申請時に提出する。

第3 地域集積協力金配分基準

- 1 優先順位は、中山間地農業ルネッサンス事業実施地域、中山間地農業ルネッサンス事業実施地域以外の順とする。
- 2 「機構の活用率」が高い地域から配分する。
- 3 優先順位を決定するにあたり、交付申請内容を把握するため、地域農地集積・集約化計画（別紙様式1）及び農地の出し手と受け手の農地利用図又は対応表（様式任意）を作成し、実施要綱第6の3の（2）及び第7の1の事業実施計画承認申請時に提出する。

- ※・中山間地域とは、農林統計上用いられている地域区分（旧市町村別）の中間農業地域又は山間農業地域に該当する地域であって、中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画において本事業の実施について位置づけられている地域を対象とする。
- ・また、一般地域であっても、中山間地域等直接支払交付金の交付対象となっている農地は、中山間地域の交付単価を適用する。（機構の活用率が20%超で、中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画に位置づけられている場合とする。）

第4 経営転換協力金配分基準

- 1 集約化奨励金及び地域集積協力金の配分を決定した後、経営転換協力金を配分する申請者を決定する。
- 2 担い手に集積される農地面積が大きい農地所有者から配分する。なお、担い手に集積される農地面積が0の場合は、交付対象面積が大きい農地所有者から配分する。

表 交付要件を満たす地域または農地所有者の区分

優先順位	交付要件を満たす地域 または農地所有者の区分	協力金の交付を優先する地域 または農地所有者
1	中山間地農業ルネッサンス事業実施地域において、集約化奨励金の交付要件を満たす地域	交付要件を満たす地域内の中山間地域における「団地面積の割合」が高い地域
2	中山間地農業ルネッサンス事業実施地域において、地域集積協力金の交付要件を満たす地域	交付要件を満たす地域内の中山間地域における「機構の活用率」が高い地域
3	集約化奨励金の交付要件を満たす地域のうち、優先順位1位の地域以外の地域	「団地面積の割合」が高い地域
4	地域集積協力金の交付要件を満たす地域のうち、優先順位2位の地域以外の地域	「機構の活用率」が高い地域
5	経営転換協力金の交付要件を満たす農地所有者	担い手に集積される農地面積が大きい農地所有者 (担い手に集積される農地面積が0の場合は交付対象農地面積が大きい農地所有者)

【定義】

- 1 担い手
実施要綱別表1に定められた以下のいずれかの経営体をいう。
(1) 認定農業者、(2) 認定新規就農者、(3) 基本構想水準到達者、
(4) 集落営農経営
- 2 機構の活用率

実施要綱別記3の第5の4の(1)に定められた計算方法により算出する。

$$\text{機構の活用率（累積）} = \frac{\text{機構への貸付総面積} + \text{機構の農作業委託総面積}}{\text{「地域」の農地面積}}$$

3 団地

以下のいずれかに該当する一連の農作業の継続に支障が生じない2筆以上の隣接する農地をいいます。

- ① 畦畔で接続する農地
- ② 農道又は水路等を挟んで接続する農地
- ③ 各々一隅で接続する農地
- ④ 段状に接続する農地
- ⑤ 借受希望者の宅地に接続している2筆以上の農地

附 則

この基準は、令和元年6月28日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年8月7日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年8月5日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年9月5日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年8月28日から施行する。